

高砂市立斎場指定管理者候補者審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の設置する公の施設の管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき指定管理者に行わせるにあたり、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の審査について公正かつ適正な執行を確保するため、高砂市指定管理者候補者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、市長の依頼を受け、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 指定管理者の候補者の審査に関すること。
- (2) 申請書類の審査及び評価に関すること。
- (3) その他指定管理者候補者の審査に関し必要な事項に関すること。

(委員の構成等)

第3条 委員会の委員は6人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者等
 - (2) 税理士等
 - (3) 市の職員
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ市長が指名する。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
 - 4 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 5 委員は、前条に関する審査が終了するまでは氏名を公表しない。
 - 6 委員は、前条に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員は、第2条各号の審査により、申請団体に対する意見及び評価点を提出する。
- 3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見若しくは説明を聴き、又は資料を提出させることができる。
- 4 委員は委員会の内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 会議は非公開とする。ただし、委員会が認めた場合はこの限りでない。

(審査結果)

第5条 委員長は、前条第2項の委員の意見及び評価点を取りまとめた審査結果について、市長に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部経営企画室及び生活環境部環境経済室環境政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。